

各 { 都道府県知事 } 殿
 { 市 町 村 長 }

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

市町村及び児童相談所における虐待相談対応について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府においては、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）を設置し、合同電話相談窓口を開設して「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応するとともに、警察相談専用電話、消費者ホットラインなど関係省庁に係る全国の既存の各相談窓口においても、相互に連携して集中的に対応することとしているところです。

9 月 30 日に開催された関係省庁連絡会議において、各種相談に応じる際、その内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないことについて、関係各省庁による申し合わせ（別添 1 参照）がなされましたので、貴職におかれては本件ご了知頂くとともに、遺漏なく対応頂きますようお願いいたします。

また、虐待対応にあたっては、これまでも児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の法令の規定や子ども虐待対応の手引き等に基づき適切に対応頂いていると承知しておりますが、虐待対応の考え方につきまして、下記のとおりお示ししますので、法務局、学校等の関係機関とも連携しつつ、遺漏なく対応頂きますようお願いいたします。

なお、今回の関係省庁連絡会議での取りまとめを踏まえ、法務省からは、各法務局・地方法務局に対し、別添 2 のとおり、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について（依命通知）」（令和 4 年 10 月 6 日法務省権調第 7 1 号法務省人権擁護局調査救済課長及び人権啓発課長通知）が発出され、文部科学省からは、各都道府県教育委員会教育長等に対し、別添 3 のとおり、「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒の教育相談の取組について（通知）」（令和 4 年 10 月 6 日 4 初児生第 20 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が発出されましたので、あわせてご了知頂きますようお願いいたします。

記

1. 基本的考え方

児童虐待防止法第2条各号に該当する行為を保護者が行った場合には、宗教の信仰等保護者の意図にかかわらず児童虐待に該当しうるものであること。

2. 具体例

児童虐待の定義の具体的内容については、子ども虐待対応の手引き第1章の1(2)子ども虐待の定義においてお示ししているところであるが、保護者の宗教の信仰といったことを理由とするものであっても、例えば、

- ①身体的暴行を加える
- ②適切な食事を与えない
- ③重大な病気になっても適切に医療を受けさせない
- ④言葉による脅迫、子どもの心・自尊心を傷つけるような言動を繰り返し行う

といったことは、児童虐待に該当しうるものであること。

3. その他

個別の事例に関して、児童虐待であるかどうかの判断は、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されたいこと。また、その際には、保護者の信仰に関連することのみをもって消極的な対応を取らず、また、子どもの側に立って判断すべきであること。